

「指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集について

警察庁では、近年における狩猟や有害鳥獣駆除の用途に供する威力の強い空気銃の出現状況や指定射撃場の関係団体からの要望等を踏まえ、空気銃の射撃を行うことができる指定射撃場の種類に係る規制の見直し等を図るため、指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案について検討しています。

その内容は別紙のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です）。

なお、別紙のほかに、内閣府令案について、新旧対照表を公表しております。同表中、傍線部分が改正部分となります。

意見提出先及び意見提出期間は、次のとおりです。

意見提出先	インターネット	<ul style="list-style-type: none">電子政府の総合窓口 e-Govパブリックコメント意見提出フォーム電子メール (hoanka.iken@npa.go.jp) ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。 ※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁生活安全局保安課 指定射撃場の指定に関する内閣府令パブリックコメント担当
	FAX	03-3581-5936 ※ 1枚目に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。
意見提出期間	令和2年12月28日（月）から 令和3年1月26日（火）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じて公表する可能性があります。

1 命令等の題名

指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

2 根拠となる法令の条項

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の2第1項及び第3項

3 改正の概要

- (1) ライフル射撃場において射撃することができる銃砲の種類を追加（第2条第2号関係）
ライフル射撃場において射撃することができる銃砲の種類に空気銃を追加することとする。
- (2) 空気銃射撃場における管理方法の基準の見直し（第9条第3号関係）
空気銃射撃場にあつては、必要以上に高い圧力による射撃をさせないこととする。
- (3) 申請書等の提出通数の削減（第10条及び第13条関係）
指定射撃場の指定申請書及び記載事項変更届について、提出通数を2通から1通に削減することとする。

4 施行期日

公布の日

		改正後			改正前
		<p>(射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類)</p> <p>第二条 射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 ライフル射撃場（ライフル銃若しくは空気銃を用いて射撃を行う施設又は散弾銃若しくは散弾銃以外の滑腔銃を用いて単弾によつて射撃を行う施設）</p> <p>三 拳銃射撃場（拳銃を用いて射撃を行う施設）</p> <p>四 空気銃射撃場（空気銃を用いて射撃を行う施設）</p> <p>（位置に関する基準）</p> <p>第四条 前条に定める区分による各射撃場の位置についての基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 次表上欄に掲げる射撃場にあつては、射座の外縁から学校、病院、人家その他周囲の静穏を保持することが必要と認められる施設の敷地に対し、それぞれ次表下欄に掲げる距離を有していること。</p>			<p>(射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 ライフル射撃場（ライフル銃を用いて射撃を行う施設又は散弾銃若しくは散弾銃以外の滑腔銃を用いて単弾によつて射撃を行う施設）</p> <p>三 けん銃射撃場（けん銃を用いて射撃を行う施設）</p> <p>四 空気銃射撃場（空気銃を用いて射撃を行う施設）</p> <p>（位置に関する基準）</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p>
射撃場	距離			射撃場	距離
トランプ射撃場				トランプ射撃場	
スキート射撃場				スキート射撃場	
散弾銃（移動標的）		五十メートル以上		散弾銃（移動標的）	五十メートル以上

射撃場	ライフル（覆道式）射撃場	公称口径二十二のへり 打ちのライフル銃又は 空気銃のみを使用する もの その他のもの	二十五メートル以上
射撃場	ライフル（バツフル式）射撃場 ライフル（自然式）射撃場	公称口径二十二のへり 打ちのライフル銃又は 空気銃のみを使用する もの その他のもの	二十五メートル以上 十五メートル以上
射撃場	拳銃（覆道式）射撃場	公称口径二十二のへり 打ちの拳銃のみを使用 するもの その他のもの	二十五メートル以上 十五メートル以上
射撃場	拳銃（バツフル式）射撃場 拳銃（自然式）射撃場	公称口径二十二のへり 打ちの拳銃のみを使用 するもの その他のもの	十五メートル以上 十五メートル以上
射撃場	空気銃（バツフル式）射撃場 空気銃（自然式）射撃場	その他のもの	五十メートル以上 三メートル以上

射撃場	ライフル（覆道式）射撃場	公称口径二十二のへり 打ちのライフル銃のみ を使用するもの その他のもの	二十五メートル以上
射撃場	ライフル（バツフル式）射撃場 ライフル（自然式）射撃場	公称口径二十二のへり 打ちのライフル銃のみ を使用するもの その他のもの	二十五メートル以上 十五メートル以上
射撃場	けん銃（覆道式）射撃場	公称口径二十二のへり 打ちのけん銃のみを使 用するもの その他のもの	二十五メートル以上 十五メートル以上
射撃場	けん銃（バツフル式）射撃場 けん銃（自然式）射撃場	公称口径二十二のへり 打ちのけん銃のみを使 用するもの その他のもの	十五メートル以上 十五メートル以上
射撃場	空気銃（バツフル式）射撃場 空気銃（自然式）射撃場	その他のもの	五十メートル以上 三メートル以上

- 二 トラップ射撃場、散弾銃（移動標的）射撃場、ライフル（自然式）射撃場、拳銃（自然式）射撃場及び空気銃（自然式）射撃場にあつては、別表第一に掲げる区域内に人家、学校、病院その他人が現在する建造物又は道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路がないこと。
- 三 トラップ射撃場、スキート射撃場、散弾銃（移動標的）射撃場、ライフル（バツフル式）射撃場、ライフル（自然式）射撃場、拳銃（バツフル式）射撃場、拳銃（自然式）射撃場及び空気銃（自然式）射撃場にあつては、射座の外縁から二百メートルまでの範圍の区域に市街地がないこと。

2 「略」

第九条 第三条の区分による射撃場ごとに必要な指定射撃場の管理方法の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 ライフル（バツフル式）射撃場及び拳銃（バツフル式）射撃場にあつては、跳弾による危険を防止するため、バックストップ内の廃弾を常に除去すること。
- 二 ライフル（自然式）射撃場及び拳銃（自然式）射撃場以外の射撃場にあつては、徹甲弾を使用させないこと。
- 三 空気銃射撃場にあつては、必要以上に高い圧力による射撃をさせないこと。

（申請の手續）

第十条 法第九条の二第一項の申請は、次の各号に掲げる書類を添付

- 二 トラップ射撃場、散弾銃（移動標的）射撃場、ライフル（自然式）射撃場、けん銃（自然式）射撃場及び空気銃（自然式）射撃場にあつては、別表第一に掲げる区域内に人家、学校、病院その他人が現在する建造物又は道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路がないこと。
- 三 トラップ射撃場、スキート射撃場、散弾銃（移動標的）射撃場、ライフル（バツフル式）射撃場、ライフル（自然式）射撃場、けん銃（バツフル式）射撃場、けん銃（自然式）射撃場及び空気銃（自然式）射撃場にあつては、射座の外縁から二百メートルまでの範圍の区域に市街地がないこと。

2 「同上」

第九条 「同上」

- 一 ライフル（バツフル式）射撃場及びけん銃（バツフル式）射撃場にあつては、跳弾による危険を防止するため、バックストップ内の廃弾を常に除去すること。
- 二 ライフル（自然式）射撃場及びけん銃（自然式）射撃場以外の射撃場にあつては、徹甲弾を使用させないこと。
- 三 空気銃（自然式）射撃場以外の射撃場にあつては、ポンプ式空気銃を用いて射撃を行なう者に対しては、必要以上に高い圧力による射撃をさせないこと。

（申請の手續）

第十条 法第九条の二第一項の申請は、次の各号に掲げる書類を添付

した別記様式第一号の指定射撃場の指定申請書を、所轄警察署長を経由して、射撃場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出して行うものとする。

一〇七 「略」

(変更の届出)

第十三条 指定射撃場を設置し、又は管理する者は、第十条の指定射撃場指定申請書（添付書類を含む。）の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第三号の記載事項変更届を、速やかに所轄警察署長を経由して都道府県公安委員会に提出しなければならない。

別表第四

区分		ライフル（覆道式）射撃場 (注) 括弧内の数字は、公称口径二十二のヘリ打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用する射撃場についてのものである。
構造設備		
射屋	射屋	一 射屋が、射座からバックストップまでの全体を覆うようにできていること。 二 射屋の天井、側壁及び床は、それぞれ次の構造であること。 「イ〜ハ 略」 ニ 射座及び射撃線から射撃方向に向かつ

した別記様式第一号の指定射撃場の指定申請書二通を、所轄警察署長を経由して、射撃場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出して行うものとする。

一〇七 「同上」

(変更の届出)

第十三条 指定射撃場を設置し、又は管理する者は、第十条の指定射撃場指定申請書（添付書類を含む。）の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第三号の記載事項変更届二通を、すみやかに所轄警察署長を経由して都道府県公安委員会に提出しなければならない。

別表第四

区分		ライフル（覆道式）射撃場 (注) 括弧内の数字は、公称口径二十二のヘリ打ちのライフル銃のみを使用する射撃場についてのものである。
構造設備		
射屋	射屋	一 射屋が、射座からバックストップまでの全体をおおうようにできていること。 二 「同上」 「イ〜ハ 同上」 ニ 射座及び射撃線から射撃方向に向かつ

	標的	[略] バックストップ
<p>て三メートル以内の天井及び側壁が鉄板又はコンクリートでできているときは、厚さ十センチメートル（三センチメートル）以上の木材で覆つてあること。</p> <p>ホ ニ以外の部分の天井、側壁、床等に危険な跳弾を起すおそれのある部分があるときは、その跳弾を防止することができる程度に、その部分を木質のもので覆つてあること。</p> <p>三 [略]</p>	<p>〔一・二 略〕</p> <p>三 標的の保持枠は、木製であつて、弾丸の当たるとおそれのある部分に金属が露出していないもの（公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用する射撃場にあつては、危険な跳弾を起すおそれのないもの）であること。</p>	<p>一 標的の後方の位置に、厚さ三メートル以上（一メートル以上）の土層でできているバックストップがあること。</p> <p>二 バックストップが、射屋の天井及び側壁と密着していること。</p>

	標的	[同上] バックストップ
<p>て三メートル以内の天井及び側壁が鉄板又はコンクリートでできているときは、厚さ十センチメートル（三センチメートル）以上の木材でおおつてあること。</p> <p>ホ ニ以外の部分の天井、側壁、床等に危険な跳弾を起すおそれのある部分があるときは、その跳弾を防止することができる程度に、その部分を木質のものでおおつてあること。</p> <p>三 [同上]</p>	<p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 標的の保持枠は、木製であつて、弾丸の当たるとおそれのある部分に金属が露出していないもの（公称口径二十二のへり打ちのライフル銃のみを使用する射撃場にあつては、危険な跳弾を起すおそれのないもの）であること。</p>	<p>一 標的の後方の位置に、厚さ三メートル以上（一メートル以上）の土層でできているバックストップがあること。</p> <p>二 バックストップが、射屋の天井及び側壁と密着していること。</p>

射屋		区分	構造設備	ライフル(バツフル式)射撃場 (注) 括弧内の数字は、公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用する射撃場についてのものである。	別表第五 [略]	三 射撃場に、発射弾による危害を防止するために有効と認められる特別の設備又は自然の地物があるときは、その射撃場のバツクストツプの構造設備の基準は、一及び二の規定にかかわらず、都道府県公安委員会が定める構造設備とすること。この場合において、都道府県公安委員会が定める構造設備は、一及び二に定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならぬ。
射屋						
一 射座を覆う射屋が設けてあること。 二 射屋の屋根は、射撃線から射撃方向に水平距離で少なくとも一メートルまでの部分を覆うようにできていること。		[三・四 略]				

射屋		区分	構造設備	ライフル(バツフル式)射撃場 (注) 括弧内の数字は、公称口径二十二のへり打ちのライフル銃のみを使用する射撃場についてのものである。	別表第五 [同上]	三 射撃場に、発射弾による危害を防止するために有効と認められる特別の設備又は自然の地物があるときは、その射撃場のバツクストツプの構造設備の基準は、一及び二の規定にかかわらず、都道府県公安委員会が定める構造設備とすること。この場合において、都道府県公安委員会が定める構造設備は、一及び二に定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならぬ。
射屋						
一 射座をおおう射屋が設けてあること。 二 射屋の屋根は、射撃線から射撃方向に水平距離で少なくとも一メートルまでの部分をおおうようにできていること。		[三・四 同上]				

	射撃線と標的の間	
<p>五 射屋の屋根が鉄板又はコンクリートでできているときは、射座に対し危険な跳弾を起すおそれのある部分を厚さ十センチメートル以上（三センチメートル以上）の木材で覆つてあること。</p> <p>六 「略」</p>	<p>「略」</p> <p>側堤及びバツフル（バツフル）は、射撃線に近いものから順次番号を冠して呼称する。）</p> <p>一 射座の両側からバツクストップまでには、厚さ八十センチメートル以上（三十センチメートル以上）の土砂層又は厚さ十センチメートル以上（四センチメートル以上）のコンクリート壁（公称口径二十二のヘリ打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用する射撃場にあつては、厚さ十五センチメートル以上の空洞コンクリートブロック（日本産業規格A五四〇六、基本、C種ブロック）又は鉄筋コンクリート組立塀（日本産業規格A五四〇九、板、一号））でできている側堤があること。</p> <p>二 「略」</p> <p>三 射座からバツクストップに最も近い位置にあるバツフルまでにある側堤は、各バツフルの上端を結ぶ線より五十センチメートルを超える高さのものであり、バツクストップ</p>	

	射撃線と標的の間	
<p>五 射屋の屋根が鉄板又はコンクリートでできているときは、射座に対し危険な跳弾を起すおそれのある部分を厚さ十センチメートル以上（三センチメートル以上）の木材でおおつてあること。</p> <p>六 「同上」</p>	<p>「同上」</p> <p>側堤及びバツフル（バツフル）は、射撃線に近いものから順次番号を冠して呼称する。）</p> <p>一 射座の両側からバツクストップまでには、厚さ八十センチメートル以上（三十センチメートル以上）の土砂層又は厚さ十センチメートル以上（四センチメートル以上）のコンクリート壁（公称口径二十二のヘリ打ちのライフル銃のみを使用する射撃場にあつては、厚さ十五センチメートル以上の空洞コンクリートブロック（日本産業規格A五四〇六、基本、C種ブロック）又は鉄筋コンクリート組立へい（日本産業規格A五四〇九、板、一号））でできている側堤があること。</p> <p>二 「同上」</p> <p>三 射座からバツクストップに最も近い位置にあるバツフルまでにある側堤は、各バツフルの上端を結ぶ線より五十センチメートルをこえる高さのものであり、バツクストップ</p>	

ツブに最も近い位置にあるバツフルからバツクストツブまでの側堤は、そのバツフルの上端から五十センチメートルの高さの点とバツクストツブの上端とを直線で結んだ線の高さを超えるものであること。

四 射撃線から射撃方向に向かっておおむね三・六メートルまでの間における弾丸の上方への飛散を防止するために、別図一に示す要領により、第一バツフルが設けてあること。

五 第一バツフルは、別図一に示す要領により、射屋の屋根に十センチメートル以上重なるようにできていること。第一バツフルがよろい戸状のものであるときは、別図一に示す要領により、各板が相互に十センチメートル以上重なるようになってい

六 射撃線から標的までの距離が二十五メートルの射撃場にあつては、別図二に示す要領により、第二バツフル、第三バツフル及び第四バツフルが設けてあること。ただし、立射又は立射における銃口の位置とその銃口の位置を同じくする方法による射撃のみを行なう射撃場（以下「立射専用射撃場」

ツブに最も近い位置にあるバツフルからバツクストツブまでの側堤は、そのバツフルの上端から五十センチメートルの高さの点とバツクストツブの上端とを直線で結んだ線の高さをこえるものであること。

四 射撃線から射撃方向に向かっておおむね三・六メートルまでの間における弾丸の上方への飛散を防止するために、別図一に示す要領により、第一バツフルが設けてあること。

五 第一バツフルは、別図一に示す要領により、射屋の屋根に十センチメートル以上重なるようにできていること。第一バツフルがよろい戸状のものであるときは、別図一に示す要領により、各板が相互に十センチメートル以上重なるようになってい

六 射撃線から標的までの距離が二十五メートルの射撃場にあつては、別図二に示す要領により、第二バツフル、第三バツフル及び第四バツフルが設けてあること。ただし、立射若しくは立射における銃口の位置とその銃口の位置を同じくする方法による射撃のみを行なう射撃場（以下「立射専用射撃場」

という。)で、別図三に示す要領によつて設けられた第二バツフルがあるものについては、この限りでない。

七 射撃線から標的までの距離が二十五メートルから五十メートルまでの射撃場にあつては、別図一及び二に示すバツフルのほか、別図四に示す要領により、第五バツフルが設けてあること。ただし、立射専用射撃場で、別図一及び三に示すバツフルのほか別図五に示す要領によつて設けられた第三バツフルがあるものについては、この限りでない。

八 射撃線から標的までの距離が五十メートルを超える射撃場にあつては、別図一、二及び四に示すバツフルのほか、その距離に応じ、別図六に示す要領により、第六バツフル、第七バツフル等が設けてあること。ただし、立射専用射撃場で、別図一、三及び五に示すバツフルのほかに別図七に示す要領によつて設けられた第四バツフル及び第五バツフルがあるものについては、この限りでない。

九 バツフルは、別図八に示す材質及び構造のものであること。

撃場」という。)で、別図三に示す要領によつて設けられた第二バツフルがあるものについては、この限りでない。

七 射撃線から標的までの距離が二十五メートルから五十メートルまでの射撃場にあつては、別図一及び二に示すバツフルのほか、別図四に示す要領により、第五バツフルが設けてあること。ただし、立射専用射撃場で、別図一及び三に示すバツフルのほか別図五に示す要領によつて設けられた第三バツフルがあるものについては、この限りでない。

八 射撃線から標的までの距離が五十メートルをこえる射撃場にあつては、別図一、二及び四に示すバツフルのほか、その距離に応じ、別図六に示す要領により、第六バツフル、第七バツフル等が設けてあること。ただし、立射専用射撃場で、別図一、三及び五に示すバツフルのほかに別図七に示す要領によつて設けられた第四バツフル及び第五バツフルがあるものについては、この限りでない。

九 バツフルは、別図八に示す材質及び構造のものであること。

標的		
	標的までの地面	
一 〔略〕	射撃線から標的までの地面（くぼ地等であつて不規則な跳弾を起すおそれのないものを除く。）は、射撃線から射撃方向に向かつて二十五メートルまでの間は厚さ二十センチメートル以上の部分が極めて細かい碎石又は土（石を含まないもの）であるものとし、二十五メートルを超える部分は別図四から七までに示すような構造のものであること。	十 バツフルは、両側端が側壁に接するよう にできていること。 十一 射撃場に、発射弾による危害防止上有効と認められる側堤又はバツフルに相当する特別の設備又は自然の地物があるときは、その射撃場の側堤又はバツフルの構造設備の基準は、一から十までの規定にかかわらず、都道府県公安委員会が定める構造設備とすること。この場合において、都道府県公安委員会が定める構造設備は、それが当該設備又は自然の地物と一体となつて一から十までに定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならぬ。

標的		
	標的までの地面	
一 〔同上〕	射撃線から標的までの地面（くぼ地等であつて不規則な跳弾を起すおそれのないものを除く。）は、射撃線から射撃方向に向かつて二十五メートルまでの間は厚さ二十センチメートル以上の部分が極めて細かい碎石又は土（石を含まないもの）であるものとし、二十五メートルをこえる部分は別図四から七までに示すような構造のものであること。	十 バツフルは、両側端が側壁に接するよう にできていること。 十一 射撃場に、発射弾による危害防止上有効と認められる側堤又はバツフルに相当する特別の設備又は自然の地物があるときは、その射撃場の側堤又はバツフルの構造設備の基準は、一から十までの規定にかかわらず、都道府県公安委員会が定める構造設備とすること。この場合において、都道府県公安委員会が定める構造設備は、それが当該設備又は自然の地物と一体となつて一から十までに定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならぬ。

	<p>バックストップ</p>
<p>二 標的の保持枠は、木製であつて、弾丸の当たるとおそれのある部分に金属が露出していないもの（公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用する射撃場にあつては、危険な跳弾を起すおそれのないもの）であること。</p> <p>三 バックストップに近接して置かれる標的以外の標的の保持枠には、くぎ等の金属が用いられていないこと。</p>	<p>〔略〕</p> <p>一 標的の後方の位置に、厚さ三メートル以上（一メートル以上）の土層でできているバックストップがあること。</p> <p>二 バックストップの射座に対する面は、三十度を超える急な勾配をなしていること。</p> <p>三 バックストップの高さは、別図十に示す基準以上であること。</p> <p>四 バックストップには、別図十に示す要領により、ひさしが設けてあること。ただし、公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用する射撃場については、この限りでない。</p>

	<p>バックストップ</p>
<p>二 標的の保持枠は、木製であつて、弾丸の当たるとおそれのある部分に金属が露出していないもの（公称口径二十二のへり打ちのライフル銃のみを使用する射撃場にあつては、危険な跳弾を起すおそれのないもの）であること。</p> <p>三 バックストップに近接して置かれる標的以外の標的の保持枠には、くぎ等の金属が用いられていないこと。</p>	<p>〔同上〕</p> <p>一 標的の後方の位置に、厚さ三メートル以上（一メートル以上）の土層でできているバックストップがあること。</p> <p>二 バックストップの射座に対する面は、三十度を超える急な勾配をなしていること。</p> <p>三 バックストップの高さは、別図十に示す基準以上であること。</p> <p>四 バックストップには、別図十に示す要領により、ひさしが設けてあること。ただし、公称口径二十二のへり打ちのライフル銃のみを使用する射撃場については、この限りでない。</p>

標的 〔略〕	区分	ライフル（自然式）射撃場 （注） 括弧内の数字は、公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用する射撃場についてのものである。	別表第六 〔略〕	五 射撃場に、発射弾による危害を防止するために有効と認められる特別の設備又は自然の地物があるときは、その射撃場のバツクストップの構造設備の基準は、一から四までの規定にかかわらず、都道府県公安委員会が定める構造設備とすること。この場合において、都道府県公安委員会が定める構造設備は、一から四までに定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならない。
	構造設備			

標的 〔同上〕	区分	ライフル（自然式）射撃場 （注） 括弧内の数字は、公称口径二十二のへり打ちのライフル銃のみを使用する射撃場についてのものである。	別表第六 〔同上〕	五 射撃場に、発射弾による危害を防止するために有効と認められる特別の設備又は自然の地物があるときは、その射撃場のバツクストップの構造設備の基準は、一から四までの規定にかかわらず、都道府県公安委員会が定める構造設備とすること。この場合において、都道府県公安委員会が定める構造設備は、一から四までに定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならない。
	構造設備			

備考 表中の「」の記載は注記である。	[略]		バックストップ	保有敷地	バックストップがあること。	標的の後方の位置に、土層等でできているバックストップがあること。	場にあつては、危険な跳弾を起すおそれのないもの)であること。
	その他	[略]					
	[同上]		バックストップ	保有敷地	バックストップがあること。	標的の後方の位置に、土層等でできているバックストップがあること。	は、危険な跳弾を起すおそれのないもの)であること。
	その他	[同上]					
	その他					一 射撃場の周囲には、柵、塀等をつけて危険である旨の表示がしてあること。 「二・三 略」	
	その他					一 射撃場の周囲には、さく、へい等をつけて危険である旨の表示がしてあること。 「二・三 同上」	